HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	德川農場發達史(一)
Author(s)	林, 善茂
Citation	北海道大學　經濟學研究, 5, 73-106
Issue Date	1953
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31001
Type	bulletin (article)
File Information	5_P73-106.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

德川農場發達史（一）

林　善茂

第一章　德川農場の發生
第一節　士族授產と北海道開拓
第二節　大土地處分とその性格
第三節　條令の制定と北海道移住
第二章　直接保護時代
第一節　土地の割渡
第二節　入植狀況
第三節　移住人の保護
第四節　移住人の統制
第五節　開拓使（官）の援助
第六節　移住人の農業

（以下次號）

第一章　徳川農場の發生

第一節　士族授産と北海道開拓

慶應三年十月大政奉還が行われ、次いで明治二年六月には版籍奉還が行われた。その結果舊藩主は藩知事に任ぜられ、同時に封祿は現米の一〇分の一に削減された。そこで藩知事はまたこれに準じて藩士の階級を整理し家祿を改定した。名古屋藩（舊尾張藩、明治二年藩籍奉還後名古屋藩と改む）では明治二年十一月祿制の改革を行い、原祿三千石以上の士族は總べてその一〇分の一に削減し、「其以下は二九五俵をもつて最上の祿とし、損上益下之割を以段々節減」することとし、原祿一〇〇石未滿五〇石以上の者はいずれも五〇俵とした。しかも改定祿はすべて三斗五升入の俵を以て支給することとした。また卒族については明治三年正月及び二月の兩度に渡つて改定を加え、一等及び二等卒族ともすべて四石二人扶持に統一した。(1)

以上の如き大幅の家祿の削減が士族の生活に大なる打撃を與えたことはいうまでもない。そこで各藩とも窮迫した士族に授産の道を開く必要にせまられた。名古屋藩では明治三年十月祿を返上して歸田を請願する士族に對して、手當金を支給して不毛地を開墾せしめ、その身分は無給の士族としたが、(2)同年十一月に至り改めて歸田均祿の制を設け、士族にして歸田を欲する者は士族の身分を保持したままで領内の適當な土地に移住歸農させることとし、歸田を願出でざる者には從前の祿高の高下にかかわらず、すべて現石一七石五斗（五〇俵）を支給することとした。すなわち歸田者に對して成功期間を一〇箇年と定め、内七箇年は從來の俸祿を石八兩の相場で換算したものを御手當金として一時に支給し、殘り三箇年は從前の祿高にかかわらず均祿一七石五斗を同樣石八兩の相場で換算したものを別段御手當

金として併せ支給することとした。但し御手當金千兩以上二千兩未滿のものは二箇年、二千兩以上のものは三箇年に分割支給するものとした。また御手當金の外に、歸田者に對して五箇年間一人一日五合の割で毎月六人扶持を與えることとした。但しこの現米合計五四石の石代金四三二兩は上の御手當金より控除するものとした。なお士族の身分を離れて農商に歸籍せんことを望む者に對しても、上の規定に準じて手當金を支給することとした。また卒族の歸田希望者にはその身分に應じ、元準士族家筋五石二人分取の者には、五年間月俸三人口と御手當金二六五兩二分及び別段御手當金一八二兩一分、元御譜代席以下四石二人分取の者には、五年間月俸三人口と御手當金二〇九兩二分及び別段御手當金一八二兩一分を、それぞれ一時に支給することとした。かようにこの制度の趣旨は一時資金の下附によつて田地の買入その他歸農の經費に充てさせ、五年間の扶持米支給によつて農耕の業に習熟させようとするものであつて、當時他の諸藩において行われたところのものとほぼ軌を一にした。(3)

以上の如き制度によつて藩はしきりに士卒の歸田を奬勵したので、ここに三七〇餘人の請願者を生じ、少參事白井逸藏、權少參事中川直三郎、荒川彌五左衞門が歸田御用掛に任ぜられた。ところが明治五年二月政府の都合で停止を命ぜられ、歸田中途のものは中止させられた。當時歸田を完了したものは僅か二名にすぎず、彼等は民籍に編入されたが、(4) 大部分は均祿制以前の原祿に復せしめられた。かようにこの制度は實を結ぶに至らずして終つたが、廢藩以前における士族授産の方策として注目すべきものであつて、明治十年における北海道開拓も、見方によつては廢藩以前に於て慶勝が藩知事として計畫した歸田制度の再興または延長とも見做し得るのである。(5)

明治四年七月の廢藩置縣によつて、家祿はそのまま中央政府に引繼がれたが、それは復古の功臣に下賜された賞典祿とともに國庫歳出の三分の一乃至四分の一に及び、國庫の大負擔となつた。そこで政府は家祿・賞典祿の廢止に努力し、明治六年十二月二十七日家祿奉還規則を設け、家祿・賞典祿一〇〇石未滿の者に限り奉還を許し、その代償と

して永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分を一時に下賜することとし、その半額は現金、半額は年八分利附家祿引換公債證書で引渡した。また同時に農業牧畜に轉業を欲する者に對して官有林野の半價拂下げを行つた。[6]

しかしこの規定（家祿奉還規則）も主として財政上の理由によつて、八年七月には「當分の間差止」められたが、九年八月に至り遂に家祿・賞典祿の全廢が行われるに至つた。その結果從前の祿高の多少により五年乃至一四箇年分の秩祿公債が一時に支給され、その公債は六年目より抽籤で元金が償却され、三十箇年で全部が償却されることになつた。これによつて士族は公債所有者となつたが、その利子によつて生活をなし得るものは極めて少數であつて、大部分は非常な生活難に直面し、ために士族授產が社會的な大問題として取上げられるに至つた。[7]

そこで政府及び府縣當局は種々の施設をもうけて士族の就產に努めたが、舊藩主もまた「故舊の情誼傍觀するに忍び」[8]ず、費を割いて舊臣の救濟に充てるものが少なくなかつた。舊名古屋藩主德川慶勝も「二百數十年來の藩士族常職をもかれ恒心あれども恒產なきものから俄かに農に工に商業に身をやつして老親妻子を養はんとすれども素より營利の道に疎く刀劍甲冑も手違の損失を防ぐに足らず殆んど飢餓に陷らんとするを」憂い、明治十年五萬圓を出して名古屋表に銀行を創設してその利子を舊士族の授產に充てることとし、家扶吉田知行に命じて名古屋表に養蠶織工場を興し、また開拓使管內に拓殖起業の地を求めさせた。[9]

織工場は名古屋士族の婦女子に機織の業を學ばせて就產の一助にする目的で、明治十年十月に名古屋久屋町一丁目に設立された。當初は縣の稅金で費用を支えたが、十一年五月以降は年々二千圓づつ慶勝が醵出してその資途に充當した。[10] また北海道の拓殖起業は吉田知行・海部昂藏等數人が慶勝に謀つて、政府の政策に不平を抱き或いは處世の道に迷える舊藩士をして北邊開拓・產業奬勵の名の下に北海道に移住させようとしたものであつて、明治十年七月吉田知行・角田弘業・佐治爲泰・片桐助作等が視察隊員として北海道に派遣された。[11] これが德川農場成立のそもそもの發端

である。

(1) 吉川秀造「士族授産の研究」　五〇頁
(2) 愛知縣史第三卷　一一一頁
(3) 吉川、前掲書　二二五～二二六頁
(4) 愛知縣史第三卷　一一二頁
(5) 吉川秀造「名古屋藩の歸田法」（經濟史研究二一の二）
(6) 愛知縣史第三卷　一一一頁
(7) 同右　一一一頁
(8) 德川家開墾試驗場條令第一款
(9) 角田弟彦「膽振日記」
(10) 愛知縣史第三卷　一一二～一一三頁
(10) 都築省吾「村の創業」　三六頁

第二節　大土地處分とその性格

前述の如く舊名古屋藩主德川慶勝は資本金五萬圓を出して第十一國立銀行を創設し、利子の一部を以て北海道の拓殖起業を行わんとして、明治十年七月吉田知行等を遣わして開拓使管内に適地を求めさせた。同年八月函館支廳の許可を得て吏員の誘導により管内各地を巡覽することおよそ三箇月、遂にユーラップ川の流域に適當なる移住地のあることを確かめ、十月片桐助作一名を殘して一行は歸國し慶勝に報告した。[1] その時の報告書が「開拓使支廳管内膽振國山越内村字遊樂部實況概略」[2]であつて、位置・氣溫・地形・交通・運輸・土質・用材・面積・草木・戶數・產物等を簡單に箇條書にしたものにすぎないが、ともかくこれによつて始めて移住開拓の議が決せられた。そこで明治十一年

五月慶勝の名で「士族有志ノ輩ヘ資金ヲ貸與シ年々若干名ヲ移住就産爲致度ニ付膽振國山越郡山越内村字遊樂部ニ於テ曠野百五十萬坪立木ヲ併セ無代價下渡ノ儀」[3]を開拓使に願出でた。

これよりさき、明治五年九月に土地賣貸規則及び地所規則が制定され、一人一〇萬坪以上の土地處分は禁止されていた。またこの規則の制定以來未開地の賣下・貸附け等を出願するものが漸次增加し、大規模の開墾を企劃するものはいまだなかつたが、歐米資本主義の影響による營利思想の發達に伴ない將來有望の地域を占有して他日の奇利を得んとするものが少なくなく、ために當局は大土地處分について嚴重なる監視を怠らなかつた。[4]黑田長官は法の抵げられざるを嚴知していたが、全道開發の勢いが餘りにも緩漫で焦燥していた際であつたため、制限外の地積なるにもかかわらず、特別の詮義により開拓使の拓地殖民の本旨にも適し其の方法も確實なるものと見做して、慶勝の願を許した。[5]但し土地は慶勝に假に下渡されるものにすぎず、地券は例規に從い年々成功檢査の上移住人各自に附與されるものとされ、[6]土地制度上後の團体移民に對すると同樣の取扱がなされた。從つて形式上はともかくとして實質的には前記の規則に違反するものではなかつた。しかしこれは北海道における大土地處分の嚆矢をなしたものであつて、これを契機として處分面積は一時に激增し、士族授産を目的とする諸團体に對して、大面積の土地の貸付または賣下が盛に行われるに至つた。[7]

(1) 農村更生協會「北海道調査報告」　一七頁
(2) 同右　一五～一七頁
(3) 開拓使第三期報告書
(4) 新撰北海道史第三卷　三三一頁
(5) 同右　三三二～三三三頁
(6) 「御使管轄地之内御下渡願」（徳川林政史研究所々藏の原本に據る）

第三節　條令の制定と北海道移住

明治十一年六月土地下渡の許可によつて計畫はいよいよ具体化され、同月用水開鑿・治水堤防・新道修築・橋渠架設・渡航運送に關し、官費による施設を開拓使に願出るとともに、同使の許可を得て德川家開墾試驗場條令を制定し、移住の方法、着手の順序等について詳細なる規定を設けた。(1)

次いで吉田知行等は第一回の士族移民の募集に取掛つたが、當時は北海道を蝦夷の地と稱し、熊狼徘徊する寒氣酷烈なる未開地で到底普通人の生活することのできぬ所とのみ信じていた時代であつたため、容易に應募者を得ることは出來ず、彼等の苦心には並々ならぬものがあつた。(2) 明治十一年二月二十七日附の吉田知行の書簡には「陳れば入縣後移住有志者に面談候共未內約取結候場合には立至り不申、舊年牡丹亭へ集合の連中は一員も出頭無之右等は全く一時の輕飄論にて北海道を墳墓の地と定め斷乎顧後の念を絕ち移頓する等の眞面目論に至りては畏縮の体と御一笑可被候……到底論客は多く濡手に粟を摑むような奇策のみにて艱難を甘じ永遠の目的を立つるなど着實論には閉口の姿なり云々」(3)と記され、また片桐助作より吉田知行え送つた書簡にも「大阪の邊の御手順は追々御通知致被下候通り萬端充分の御都合に有之候處結尾に到り肝心の士族應募者無之夫れが爲躊躇候とは實に以て切齒に不堪義に御座候、然し其の後尙說諭有之候義と被存候如何の景況に運び候や不堪馳想候何分にも來書の如く角田弟彥さへ未決着にては他人の義は嘸ぞ難からんと御察申上候……萬一應募の人員極僅少に候はゞ是迄御盡力の義も無餘義御廢止より到し方有之間敷樣にも被察候、如何御取極めに相成候はゞ可否共至急御報を待つ」(4)とあつて、その場に臨んで畏縮する者が多く、應募者が少ないために折角の計畫の廢止すらが氣遣われた程であつた。

吉田知行等が尾張で移民の募集に努力していた頃、北海道に居残つた片桐助作はその當時開拓使函館支廳に在勤していた尾張の人吉田義方と協力して移住人を迎える準備に從事し、山越内村副戸長澗山浩平の斡旋によつて移住人の家屋及び板藏等建築の設計、及び用材買收・工事請負附等の事業に奔走していた。(5)

移住に關する一切の事務は名古屋區奥山町の徳川家新邸を一時移住事務辨理所とし、徳川家によつて選任された委員が管理處分した。移住志願者は條令及び委員の命令に違反せざる旨の誓約書を徳川家に差出したる後、貫屬替送籍願を愛知縣廳に出してその許可を受けた。(6)

明治十一年七月二十七日先遣隊として吉田知行等九名がまず入殖して、(7) 道路の開鑿・家屋板藏等の建築を行い（居家一五棟、厩一棟、板藏一棟、作小屋二棟を落成）(8)、移住人入植の諸準備をなし、十月六日移住人の一團は開拓使汽船玄武丸にて東京品川を出發し、九日函館え到着、十一日午後開拓使汽船ケプロン丸にて同地を出帆し、十二日午後遊樂部に到着した。(9) なお一部の移住人はそれより約一箇月遲れて十一月八日現地に到着し、都合第一回移住人八二人（家族移民一五戸、獨身移民一〇名）の入植をみるに至り、ここに北海道開拓の計畫が始めて實現せられ、徳川農場の前身である徳川家開墾試驗場の發生をみたのである。

(1)「地所御渡方御願書、官費御施設願並略圖、條例並施行方伺書」（徳川林政史研究所々藏）
(2) 農村更生協會「北海道調査報告」　一七頁
(3) 同右　一八頁
(4) 同右　一八頁
(5) 同右　一九頁
(6) 徳川家開墾試驗場條令、第五章渡航及家物運送等の順序を明にす、（第三五款乃至第五八款）には貫屬替送籍願の雛形その他渡航の手續きが詳細に規定されている。

(7) 大島日出生稿、八雲郷土史年表
(8) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(9) 大島、前掲年表

第二章　直接保護時代

第一節　土地の割渡

さきに下渡を許可された遊樂部一五〇萬坪の土地の中、砂蘭部野一二四萬五、四〇〇餘坪は明治十一年八月に割渡が行われたが[1]、「遊樂部川北五十萬坪之義」は「野草繁茂充分之檢視難行屆ニ付」猶豫が願われ、翌十二年五月に改めて「地所御割渡之儀願」が出され[2]、二五萬四、五六八坪餘の割渡が行われた[3]。また明治十四年六月には更に、最初割渡された一五〇萬坪の地續きに於て、凡そ一三〇萬坪の土地を前例に準じて下渡の儀が、慶勝の嗣子義禮の名によつて出願され、同年十一月開拓使の許可を得た[4]。その結果開墾地の面積は砂蘭部野割渡地二三八萬八、六一〇坪、鷲の巣割渡地七九萬四、二六六坪を合せて、三一八萬二、八七六坪に達した[5]。

これらの土地は既述の如く成墾の上はすべて移住人に下付される約束で割渡されたものであつて、道路・防風林・眞萩館の敷地等を除いて他は概ね移住人に割當られた[6]。その面積は德川家開墾試驗場條令に「耕宅地一戸ニ付一萬坪ヲ無代價ニテ給ス」と規定され、また開拓使の割渡報告にも「各戸ニ凡五千坪宛區劃一戸一萬坪ヅツ割渡筈之處」とあつて、當初は一萬坪を豫定していたらしいが、實際は「一戸當リ壹萬五千坪ノ見込デ割渡」[7]された。但し割渡面積は必ずしも正確に一萬五、〇〇〇坪と限定されたわけでなく、地域の模樣によつて多少の增減があり、また獨身移住者に對しては開墾奬勵上面積を限らずに開墾させ、成墾面積は制限外と雖もそのまま割渡したこともあつた[8]。かくし

て明治十一年から十四年までに開墾の分二一萬八、九四〇坪（砂蘭部割渡地の内）については、年々開拓使に成墾面積の屆出がなされ、それにより直に移住人え地券の交付が行われた。しかるにその後成墾面積を早く屆出ることは地租の納入上などからいつて不利なる事實が認められるに至つたので、十五年以後は年々の屆出は中止された。[9]

なお以上とは別に徳川氏個人の事業として、明治十四年八月に牧牛社設立のために東京府士族鈴木重永・井上喬、愛知縣士族小瀬新太郎・間島冬道とともに、茅部郡落部村字野田追において草茱地五〇萬坪の拂下を受け、また十六年九月には義禮の名義で開進會社より荒蕪地三五萬七、二九六坪（官廳より開進會社え割渡中の土地）を金五三五圓で讓渡を受けた。[10]

(1) 新撰北海道史第三卷　三五五頁
(2) 明治十一年、申請取裁文移錄（徳川林政史研究所々藏）
(3) 大島日出生稿、八雲郷土史年表
(4) 八雲村徳川家開墾地沿革
(5) 徳川農場、貸地に關する書類（八雲產業株式會社所藏）
(6) 同右
(7) 徳川農場要覽
(8) 徳川農場、貸地に關する書類
(9) 同右
(10) 自明治十一年至同二十年指令綴（徳川家開墾試驗場）

第二節　入植狀況

移住人の入植は前述の如く明治十一年十月及び十一月に家族移民一五戸、獨身移民一〇名の移住をみたのが最初で

ある。十月十二日到着の分は吉田知一・角田弘業・角田弟彦・太田正之丞・山田信勝・鈴木重信・水野忠順・高木任邦・永田健・志水久三郎・吉田八郎(以上家族)、天野熊三郎・村上嘉十郎・都築田鶴松・岡野頼隆・井上文治・平川鍋三郎・植松稲太(以上獨身)の一二家族移民・七獨身移民であり、十一月八日到着の分は服部正綾・土岐冬麿・佐治爲泰(以上家族)、赤尾政敏・高橋光造・村瀬小金次(以上獨身)の三家族移民・三獨身移民であつた。[1] 移住の時期がおくれてすでに積雪期に入つていたため、第二回移住人のための家屋の建築は明年の雪消を待つて着手することとなつた。[2]

かくして明治十二年五月より同年七月までに、農家一六棟、厩二棟、板藏一棟、學校一棟等を建築落成し、[3] 翌八月一日に至り第二回移住人九〇人(家族移民一四戸・獨身移民四名)の移住をみた。その氏名は次の通りである。[4] 岡野頼・箕田景綱・波多野太郎・今村燈八・原武雄・吉田忠實・都築貞壽・平川昌盛・中西要賢・小泉幸年・森富崇・加藤松次郎・島澤德白・吉田政一(以上家族)、種野弘道・川口良武・飯沼勘十郎・西村梅六(以上獨身)。

續いて一年おいて明治十四年五月に第三回移住人八〇餘人(家族移民一四戸・獨身移民七名)の移住をみた。その氏名は次の通りである。[5] 遠山典國・川口良長・辻村勘治・林友則・近藤信章・一色三四郎・内堀龍眠・山吹正精・海部昂藏・杉立正憲・佐久間善太郎・飯沼守由・若杉茂親・小寺毅(以上家族)、林吉之丞・及川鍬吉・今村文次郎・榊原仲・守田□吉・片桐端藏・櫻井武愷(以上獨身)。

以上は基幹移民の移住經過であるが、これによつて總戸數四七、人口二六〇餘、開墾反別六八町歩を算するに至り、[6] 明治十四年七月には遊樂部・黒岩の兩字は山越内村から分離獨立、八雲村の新立をみるに至つた。[7]

明治十五年五月には移住人補缺として更に家族移民一戸、獨身移民六名の移住をみるに至つた。その氏名は次の通りである。市岡金三郎(家族)、石原虎三郎・關門之丞・田島作吉・小菅柳三郎・中川庄吾・澤井次郎(以上獨身)。し

かるに同年病氣その他の事情により、高木任邦・水野忠順(以上第一回家族)、原武雄及び加藤松三郎(第二回家族)等四戸の退場をみ、更に明治十七年には山田信勝(第一回家族)、吉田政一(第二回家族)、内堀龍眠・若杉鉀太郎(以上第三回家族)等四戸の退場をみるに至つた。[8]

なお獨身移民は當初主として海部昂藏が郷里和合村の塾で教えていた一六、七歳以上二〇歳前後の獨身青年よりなつたが、[9] 明治十三年三月「壯年招募規則」を設けて有爲の青年を募り、牛馬の飼育・農業機械の取扱に從事させた。[10] これは洋式農具の使用によつて開墾の進捗をはからんとしたものであるが、計畫通りに目的を達することが出來なかつたため、明治十六年には廢止され壯年輩は解雇されるに至つた。[11]

因みに明治十一年から十七年までに至る場内の戸數並びに人口の變遷をみると次の通りであつて、いずれも多少の起伏はあるが概して着實な增加をしめしているということが出來る。

年次	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
戸數	一五戸	三三	三五	四七	四五	四八	四六
人口	八二	一六八	一八〇	二六三	二六一	二四四	二三四

(1) 明治十一年申請取裁文移錄及び八雲村德川家開墾地沿革
(2) 遊樂部開墾狀況一覽表(北海道開拓雜誌一二號)
(3) 新撰北海道史第三卷　三五六頁
(4) 八雲村德川家開墾地沿革
(5) 同右
(6) 明治十一年以降統計表(德川開墾場)
(7) 大島日出生稿、八雲郷土史年表
(8) 八雲村德川家開墾地沿革

(9) 都築省吾「村の創業」　四一頁
(10) 壯年招募規則
(11) 八雲村德川家開墾地沿革

第三節　移住人の保護

金子大書記官が「北海道三縣巡視復命書」の別冊七議の第七項移民の狀態において指摘しているように、士族移民の多くが失敗に歸したにもかかわらず、德川家開墾試驗場が前述の如く多少の起伏はあるにしてもともかく發展の一途をたどつたのは、舊藩主である德川家の大なる保護があつたためである。德川家は第十一國立銀行に投資した五萬圓の純益の中から三千圓を開墾常額費として一〇年間年々支出する外、更に別途常額として一萬六千圓を第三年目より向う八年間に德川家歳入中から支出して移民の保護に充て、(1) 旅費・家作料・米菜料・農具種苗費等の貸與を行うとともに、物品賣買・運輸・釀造・備荒貯蓄・教育・醫療・勸業等に關する諸施設を設けた。

旅費は一戸に付一五歳以上五人と見積り、四日市港より東京までの乘船賃金一二圓（但し定價の二割減、一人に付金二圓四〇錢宛）、東京より函館までの乘船賃金二二圓五〇錢（但し定價の二割減、一人に付金四圓五〇錢宛）、また家物一戸に付八〇錢（一尺立方を一錢とす）と見積り、四日市港より東京までの運賃金四圓四八錢（但し定價の二割減、一錢に付金五錢六厘宛）、東京より函館までの運賃金五圓三二錢（但し定價の五割減、一錢に付金六錢六厘五毛宛）を合して金四四圓五〇錢を渡航費定額として支給する外、(2) 荷物の荷造費及び縣地より四日市港迄、函館より移住地迄の運送に關する諸經費、縣地より四日市港迄の乘船賃及び晝食旅籠料、東京函館上陸中宿泊寢食の諸經費及び函館より移住地までの晝食旅籠料、東京函館、森村等における荷物藏入・藏出人足費を併せて金一五〇圓の豫算で移住雜費

として實費辨濟した。[3]

家作料は金一三〇圓で、疊建具付の家屋を各戸に一戸宛現物支給し、破損修繕は自辨とし模様替は元形を失わざる限りは隨意とした。[4]

農具代は一戸に付金四圓四五錢で、實地適當の品を現物支給し、破損修繕及び他品を必要とする場合はすべて自辨とした。[5] また種苗費は金一圓二五錢の代價で桑苗五〇〇本（一〇本金二錢五厘の計算）を現物支給する外、諸種物類等を委員の手で一括購入して移住人に分配した。[6]

飯米料は一戸に付人口の多少にかかわらず、老幼男女を平均して丁壯五人を目安とし、一人一日玄米五合宛の計算で、初年度飯米本額九石一斗二升五合の代價金三六圓五〇錢（一石の代金四圓）、二年目半額四石五斗六升二合五勺の代價金一八圓二五錢、三年目四分の一額二石二斗八升一合二勺五才の代價金九圓一二錢五厘、合せて金六三圓八七錢五厘の貸與を行うこととし、滿三年間遞減法を以て月々現物を支給した。[7] また菜料も同様一戸に付人口の多少にかかわらず丁壯五人を目安として、一人一日金二錢宛の計算で、初年度本額金三六圓五〇錢、二年目半額金一八圓二五錢、三年目四分の一額金九圓一二錢五厘、合せて六三圓八七錢五厘の貸與を行うこととし、滿三年間遞減法を以て月々支給した。[8] 更に家族の實員數が丁壯五人の見積員數を越えて飯米菜料に不足をつげる場合には、請願によつて蓄積金穀の内から無利足で必要額を貸與し、滿五年以内に償還せしめることとした。[9]

かくして移住人一戸に付初年度は家屋建築費・旅費・農具種苗費・米菜料を合せて二五三圓、二年目米菜料三六圓五〇錢、三年目米菜料一八圓二五錢、合計三〇七圓七五錢の貸與が行われ、[10] 五年目より全額を六期に分けて一期を五年とし、都合三〇年間に無利足で、年々四季に分割償却させることとした。すなわち第一期の五箇年間には一箇年五圓、一季一圓二五錢として金二五圓、第二期には一箇年七圓、一季一圓七五錢として金三五圓、第三期には一箇年九

圓、一季二圓二五錢として金四五圓、第四期には一箇年一一圓、一季二圓七五錢として金五五圓、第五期には一箇年一三圓、一季三圓二五錢として金六五圓、第六期には一箇年一六圓五五錢、一季四圓一三錢七厘五毛として金八二圓七五錢の償却を豫定した。[11]

以上は家族移民に對する資金の貸與であるが、獨身移民に對してはこれと異なる取扱がなされたのはいうまでもない。招募規則によると、獨身移民の旅費は愛知から東京までの旅費・荷物運賃とも一人に付金一五圓、函館から開墾地までの旅費一人に付一圓六〇錢、函館滯在費(三日間)一圓五〇錢、計一八圓一〇錢を支給したが、東京から函館までの航海費は開拓使明治十二年甲第四號成規によつて渡航するため別に支給せず、また函館から開墾地までの荷物運賃は實費を辨濟することとした。なお家族移民と同時に出發する場合は開拓使明治十二年甲第四號成規によつて、四日市港から開墾地まで直接渡航するため、名古屋から四日市までの旅費のみを支給し、他は一切省略した。[12]家屋建築費・米菜料等の支給は一切行われなかつたが、その代りに四人乃至八人に對して家屋一戸の貸渡が行われ、また五箇年間は月給六圓五〇錢乃至一〇圓を本人の勉强不勉强に應じて支給した。[14]なお五箇年の滿期をすぎて家族を迎え一戸立を願う者に對しては、相當の手當金を支給する外、家屋・土地・農具・米菜料等の貸與、返納がすべて家族移民と同樣の條件で行われた。[15]また移住人の子弟厄介で妻を迎えて分家せんとする者に對しては、普通の移住人同樣耕地の割渡をなし、豫算の許す範圍内において家屋建築費は半額、農具費は同額を移住人と同樣の條件で貸與した。[16]

以上の外に規定外の資金の貸與または給與もしばしば行われた。例えば明治十五年は凶作であつたため翌十六年に至り一反歩につき除草出面賃二人半、すなわち金七五錢づつを各自の作付反別に應じて一般に貸與した。[17]また十五年六月には害虫が發生し移住人がその撲殺に努めたため、德川家より慰勞金として金五〇圓が下賜された。[18]更に十六年九月には蝗虫撲殺假定が設けられ、蝗虫一箇に付二厘づつで買上が行われた。[19]名目上はともかくとして、これらはい

ずれも移住人に對する資金上の保護に外ならなかつた。

次に移住人に給與する飯米等の儲蓄並びに生産物の圍置の用に供するため、板藏一棟（四間×八間）を金二五六圓（一坪に付八圓の見積）の豫算で建築し、無代價で下附して一同の共有とした。[20] これは單なる倉庫ではなく、移住人に必要な物資の配給と生産物の販賣のための共同機關として事務所を有し、獨身移民の青年が數人居住していた。[21] 農具種苗等の生産資材並びに米鹽・味噌・醬油・燈油・酒等の日用品は委員において相場低下搬運便宜の時を圖つて一手に買入れ、板藏に貯藏して移住人各自に拂下げた。[22] また繭糸・麻苧・穀物その他の販賣物も、委員において函館・東京等の相場を問合せ昂低の時宜を計り、或いは官用に供するものは買上を願う等、すべて一手に取纏めて板藏に圍置き、爾後賣拂いをなした。[23] かように板藏は當時開墾地における唯一の物資流通機關として、移住人の生活にとつて不可缺のものであつた。

また明治十四年には函館遊樂部間における物資の輸送に專用するため西洋形帆船一隻を新造し、名を八雲丸と名付けて、移住人一同の用に供した。（その費額一、八七三圓一五錢、七月二十九日進水式が行われた。[24]）更に明治十七年一月には事務所の直營で味噌醬油の製造所を開業し、移住人の必要とする味噌醬油の自給をはかつた。[25]

また「天災凶荒其他非常ノ難ニ罹リ臨時需求ヲ辨スル必要」から金穀蓄積の法を設け、初年は月々給與菜料の五〇分の一すなわち一戸一箇月六錢として金七二錢、二年目は同じく二五分の一として金七二錢、都合二箇年間に一圓四四錢を各戸より醵出、貯蓄せしめた。この積金は委員が保管して、一〇〇圓に達した時にはその都度一同協議の上貸出の方法を立てることとし、三年目以降はその時に至り一同の協議の上で更に方法を改定することとした。[26]

明治十二年六月には開墾費の一部をさいて八雲小學校を設立し、移住人の子弟を收容して授業を開始した。移住人植松稻太が教鞭をとり、專ら薫陶のことに任じた。[27] これは八雲村における教育施設の濫觴をなした。更に明治十七年

九月には公立八雲病院を設立して、移住人は勿論一般患者の治療を掌らせたが、その建物はじめ一切の經費は開墾費の中より支辨させた。[28] これも八雲村における醫療施設の嚆矢をなした。

最後に勸業施設として、明治十一年十一月に農閑副業奬勵のため假製網所を設け、教師一名を招聘して移住人一同をしてその法を傳習せしめ、翌十二年八月には製麻教師一名の派遣を官に請い、移住人をしてその製造方法を學ばせ、さらに明治十四年八月には麻製造所一棟を建造した。[29] また明治十一年十二月には移住人の中より四名の青年（岡野頼隆・横井田鶴松・平川勇記・井上文治）を選んで開拓使七重勸業試驗場に派遣し、現業生として牛馬の取扱い、西洋農具の使用、馬具の製作等を實習させた。[30]

以上はこの時代における保護施設の重なるものであるが、そのために支消された累年の開墾經費は次の通りであつて、[31] 合計一一萬九、六二〇圓三三錢三厘という巨額に達する。

年次	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
開墾經費	七、九八三・九八二円	一五、五五九・九四一	二一、〇七五・五五八	三三、八三八・九八八	一八、四二六・五一七	一三、五五九・九三〇	九、一七五・四一七

(1) 條令、第四款・第七〇款及七一款
(2) 條令、第五三款
(3) 條令、第五六款
(4) 條令、第五九款
(5) 條令、第六一款
(6) 條令、第六二款
(7) 條令、第六四款
(8) 條令、第六七款

(9) 條令、第六八款
(10) 條令、第七三款
(11) 條令、第七七款
(12) 招募規則、第四條
(13) 招募規則、第六條
(14) 招募規則、第九條
(15) 招募規則、第七條
(16) 移住人子弟分家規則、第一條・第二條・第四條
(17) 八雲村德川家開墾地沿革
(18) 同右
(19) 蝗虫撲殺假定
(20) 條令、第三四款
(21) 都築省吾「村の創業」　三七頁
(22) 條令、第三一款
(23) 條令、第三二款
(24) 大島鍛稿、德川農場
(25) 八雲村德川家開墾地沿革
(26) 條令、第七八款乃至八〇款
(27) 八雲村德川家開墾地沿革
(28) 德川農場要覽（衞生の項）
(29) 八雲村德川家開墾地沿革
(30) 同右
(31) 同右所載經費累年表

第四節　移住人の統制

一方では移住人に對して頗る嚴重なる統制が行われた。委員の選任、伍組の編成、營業の制限、移動の禁止、移住人の賞罰、舊主の巡視等はいずれも移住人統制のための處置に外ならない。

德川家は移住人を總括指揮し一切の事務を管理處分させるために委員を選任したが、[1] 委員は開墾試驗をはじめ士族移住のことに至るまで一切の事務を擔當して、德川家に對し直接成否の責に任じた。[2] 委員は二人を定員とし、條令内の事務は一切二人の協議を以て專決施行する權限をあたえられ、條令に揭載せざる臨時の事件發生の際には德川家の決を仰いで施行するを原則としたが、火急の際には施行後上申することが許された。また委員は二人を定員とするが、事務閑靜なるときは一人を置き、また多端に涉るときは伺の上定員外の臨時補助を置くことができた。[3] （當初委員は吉田知行一名で、角田弘業・服部正綾の兩名が委員補助に任ぜられた。）委員の職務の主なるものは「飯米菜料ヲ給與シ及製產輸出等ノ事ヲ司リ且相場ト搬運ノ便ヲ圖リ需用品ヲ一時ニ購入シテ賣下ゲヲナス等專ラ移住人便益ノ方法ヲ設ケテ實施」[4] することにあつたが、外に「移住人ニ懶惰放逸及勤勉拔群ノモノアルトキハ事蹟ヲ詳記シテ具狀」[5] し、また「毎月末ニ就產營業及諸業施設ノ狀況其他細大ノ事ヲ蒐輯シテ家令ヘ通報」[6] する義務があつた。委員は報酬として月俸七五錢を給せられ、また職掌上の用務があつて各地え旅行する時は一〇里詰一日金一圓宛、滯留は一日金三〇錢宛を給せられ、いずれも開墾費の中から支出された。[7] なお委員が職掌上の用務のため他方え出張した場合には行程の遠近を問わず專決擧行を許されたが、必ずその事由を詳細に具申しなければならなかつた。[8]

委員による移住人統制の下部組織として伍組の編成が行われ、組數に應じ投票を以て伍長を選任して、各伍の取締にあたらせた。伍長の任期は滿一箇年とし、期限が滿つるやさらに投票によつて改選させた。もし投票が同數の場合

には委員が選定し、公選されたものは辭退することが出來なかつた。[9] 伍長の任務は「各伍ヲ警戒シテ士族ノ本分ヲ守リ体面ヲ穢ス等ノ擧動」をなからしめ、「公布官令ヲ各戸ニ說示了知セシメ及委員ノ命令ヲ傳ヘテ遵守履行」せしめる外、「各伍ヲシテ一和親睦ナラシメ家政ノ大事アルニ當テハ實意ニ協議ヲ盡シ又ハ委員ニ具狀シテ指揮ヲ乞」い、また「各伍ノ營業ヲ勸奬督勵シテ勤惰ヲ委員ニ具狀」する義務があつた。[10]

移住人は條令鄕約を遵守し、委員の命令に服從するはもとより、營業・販賣・貸借・移動・勞働・品行等に關して多くの制限が加えられ、違反者は「八雲村開墾地申合罰則」によつて處罰された。

營業に關しては「各自隨意ノ營業ヲ許サズ、必ズ農業ト養蠶トヲ以テ恒產」とし、[11] 「恒產ニ從事シ尙ホ餘力アルニ於テハ各自隨意ノ營業ヲナス事勝手」であるが、しかしその場合でも「農業・養蠶・製麻・牧畜ニ屬スル工業ノ外恣ニ爲スベカラズ」と制限され、[12] 「委員ノ許可ナク恣ニ商工業ヲ爲シ本場ノ主義ヲ顧ミザルモノ」は「罰役三日間ニ處シ再犯ニ及ベバ退場ニ處」せられた。[13]

また農產物等の販賣に關しては「收穫物ハ必ズ板藏ヲ經テ糴賣スルコト」[14] とし、「收穫物品ヲ密賣及ビ交換ヲ爲ス者」は「罰役五日間ニ處シ該代價ヲ板藏ヘ收納シ且其罪ヲ戸每ニ謝セシメ若三犯ニ及ベバ退場ニ處」せられた。（もちろん「野菜日用ノ剩餘ハ此限」ではなかつた。[15]）

貸借については「伍長ノ認可ヲ經ズシテ五圓已上ノ金穀ヲ貸借」することは禁ぜられ、違反者は「罰役二日間ニ處シ、五犯ニ及ベバ五日間ニ處」せられた。[16] また年賦金の返納未濟中は貸借に際して土地及び家屋を抵當とすることは許されなかつた。[17]（土地及び家屋は年賦金の抵當に豫定されていたから、當然の措置である。）

移動については、年賦金の返納未濟中は「故ナクシテ轉籍他移スル事」は禁ぜられた。[18] 但し未濟中でも「家長死亡シテ相續相成リ難キカ又ハ實ニ不得止事故ニ依リ復籍他移ヲ乞フモノアルニ當リ公論ノ許ス所トナルトキハ商議ノ上

其乞ヲ許」した。[19] また一泊以上の旅行は必ず「伍長ニ事故ヲ具陳シ委員ノ許可ヲ得テ出發」しなければならず、[20] 無屆で場外に宿泊し或いは場外の者を宿泊させた場合には、初犯は許されるが「再犯以上罰役一日間ニ處シ、五犯ニ及ベバ罰役三日間ニ處」せられた。[21]

勞働に關しては「驕惰放恣ニシテ委員伍長ノ訓戒ヲ用ヒズ播種秋收ノ期ヲ愆ル者」は「罰役三日間ニ處シ四犯ニ及ベバ退場ニ處ス」こととし、[22] また「墾成地ヲ荒蕪シ不毛ニ屬セシムル者」は「罰役三日間ニ處シ再犯ニ及ベバ退場ニ處」することとした。[23]

最後に品行に關しては「誹謗讒誣ヲ爲シ他人ノ名譽ヲ毀損スル者」は罰役三日間に處したる上本人に謝罪をさせ、「四犯ニ及ベバ退場」せしめ、[24] 「酗酒暴行ヲ爲シ他人ニ妨害ヲ與ル者」も同樣「罰役三日間ニ處シ四犯ニ及ベバ退場」せしめた。[25] また「彝倫ヲ殄滅シ醜体ヲ極ムル者」は直ちに退場に處せられ、[26] 「國憲ニ抵觸シ一場榮譽ニ關スルアル者」はその程度如何によつて罰役五日以上乃至退場に處せられた。[27] なお戸主が「懶惰放逸ニシテ委員伍長ノ訓戒ヲ用ヒザルカ又ハ除族ニ該ル罪ヲ犯シ一家難立行場合」には「各伍協議ノ上家族ノ所望ニ隨ヒ聟養子又ハ相續人ヲ立ツルカ或ハ總代理人ヲ撰シテ該家ヲ維持」せしめることとした。[28] また獨身移民が「不品行或ハ怠惰ニシテ委員ノ說諭指揮ヲ用ヒザル」場合は、旅費手當を給與する規定の年限に達するものであつても、旅費を給せずに復籍或いは解職させ、または規程の年限を延長したが、[29] 反對に「拔群ノ勉强非常ノ勳功等有シ者」は德川家え申稟して賞金を與え、或いは前記の年限を短縮した。[30]

最後に移住人の統制のために直接德川家の當主または代理がしばしば來場視察した。明治十二年八月一日慶勝の嗣子義禮が始めて來場して初年以來の開墾の實況を視察し、委員吉田知行を通じて移住人一同え「後來開墾ノ功ヲ奏スルハ一ニ移住人ノ勉强ニアリ、若シ不勉强ニシテ此ノ事業ヲ誤ラバ眞ニ笑ヲ天下ニ取ルノミナラズ本道ノ進步ヲ閉ク

ベキ次第ナレバ公ニモ飽迄御盡力被下思召ニ付一同能ク其ノ意ヲ体シ此ノ上一層ノ勉勵アランコトヲ望ム」旨を口達した。[31] また明治十四年八月十五日には再び義禮が來場視察し、同二三日まで滯在の上、札幌に向つて出發した。[32] さらに明治十七年六月には家令吉田知行が開墾地巡回のため來場、二二日まで滯在した。[33]

なお三〇年賦金の返濟以外に特に移住人の負擔というものはなかつたが、舊主の恩惠に報いるために明治十二年以來毎年移住人各戸より大小豆二升宛取集めて東京の德川家え献上した。（後大・小豆合わせて五升宛に變更された。[34]）

(1) 條令、第五款
(2) 同右、第一九款
(3) 同右、第二〇款
(4) 同右、第二二款
(5) 同右、第二三款
(6) 同右、第二四款
(7) 同右、第三五款
(8) 同右、第二六款
(9) 同右、第一三款
(10) 同右、第一四款
(11) 同右、第二七款
(12) 鄕約
(13) 八雲村開墾地申合罰則、第八條
(14) 新撰北海道史第三卷　三五七頁
(15) 申合罰則、第四條
(16) 同右、　第二條

(17) 條令、第一五款
(18) 同右、第一六款
(19) 同右、第一七款
(20) 郷約
(21) 申合罰則、第一條
(22) 同右、第七條
(23) 同右、第一〇條
(24) 同右、第六條
(25) 同右、第九條
(26) 同右、第一二條
(27) 同右、第一三條
(28) 同右、第一八款
(29) 招募規則、第一八條
(30) 同右、第一九條
(31) 八雲村德川家開墾地沿革
(32) 同右
(33) 大島日出生稿、八雲郷土史年表
(34) 同右

第五節　開拓使（官）の援助

移住人は德川家の移民であると同時に開拓使の團体移民であるという二重の性格を持つていたために、德川家の保護以外に開拓使の少なからざる援助を蒙つた。（これは當代における開拓使の移民保護政策によるものである。）

その一は官費による諸施設であつて、第二回以後の移住人は「開拓使明治十二年甲第四號成規」によつて、開拓使附屬汽船で四日市港より遊樂部港まで、官費渡航の取扱がなされた。(1) また海岸から開墾地に達する道路工事が、官費によつて明治十二年五月に着工、六月完成された。(2) さらに明治十四年には官費によつて水田用水路の開鑿が行われ、水田の試作がなされた。その結果は殆んど無効に終つたが、用水路は今なお依然として存在し、澱粉製造の原動力に利用され、幾多の水車機械を運轉している。(3)

その二は家畜の貸與であつて、明治十四年春開拓使七重試驗場より洋種種馬一頭(農用)を貸與され、土產馬に配して馬匹の改良が企圖されたのを始めとし、同十七年一月には函館縣勸業課より洋種種馬一頭(北星號)が同樣貸與され、牝馬一三頭に交配が行われた。また牛も明治十四年五月に七重試驗場より種牛一頭の貸與が行われ、さらに十六年一月には洋種種牛一頭(七重試驗場產・ショートホルン・三歲・赤毛にして名號なし)が函館縣勸業課より同樣貸與され、牝牛六頭に交配し翌春仔牛五頭を分娩した。(4)

その三は技術員の派遣であつて、明治十一年九月に開拓使函館支廳より技術員川端次郎外三名が派遣され、西洋農具及び牛を使用して三萬二千坪餘を新墾した。また翌十二年五月には七重試驗場から生徒二名が耕馬四頭を牽いて來場し、同じく開墾を援助した。(5)

その四は教師の派遣であつて、明治十一年十一月には函館支廳勸業課より製網教師一名、翌十二年八月には同じく製麻教師一名の派遣が行われ、移住人に製網及び製麻の方法を傳習した。(6) また明治十四年八月には蝗虫侵害のおそれがあつたため、開拓使は特に練木大學教授を開墾地え巡回させて、蝗虫防除に關する講話をなさしめた。(7) さらに明治十七年四月には畜牛の斃死がおびただしかつたため、函館縣勸業課より水原獸醫學士の來場をみた。(傳染病ではなく、積雪多量・冬期間の飼料粗惡・管理不適當の爲なりとして、冬期間の飼料を教示した。(8))

最後に開拓使及び政府高官により開墾地の視察奬勵がしばしば行われた。明治十二年六月には七重試驗場長補廣田二等屬が三田已藏をつれて來場し、吉田知行の案内で場内所々を巡視の上角田弘業宅の養蠶狀況を見、また鷲ノ巣割渡地内の桑林を實地視察した。[9] 同年十月にはさらに開拓大書記官時任爲基が來場して、開墾の實況を視察した。[10] また明治十四年六月には黒田開拓使長官が屬官四、五名を伴なつて來場巡視し、將來殖産のためにと移住人一同え種牛一頭を贈つた。[11] 次いで十五年九月には山田内務卿の巡視があり、收穫物及び製作品を陳列して一覽に供した所、その内から眞棉・生糸・麻の三點が買上げられ宮内省え献上された。[12] 翌十六年九月には小松宮彰仁親王殿下が小樽鐵道開通式に御臨場の途次、森港より海路台臨され、特に場内を一巡の後事務所において長田書記官をして令旨を傳えられ、移住人一同を鞭勵された。[13] さらに明治十七年九月には安場元老院議官・西太政官大書記官・宮島農商務大書記官の一行が來場して開墾の實況を視察した。[14] (なお明治十六年七月二十八日官は德川慶勝に藍綬褒章を授與して八雲村開墾の功績を表彰した。[15])

(1) 明治十一年申請取裁文移錄
(2) 大島日出生稿、八雲鄕土史年表
(3) 八雲村德川家開墾地沿革
(4) 大島、前掲年表
(5) 同右
(6) 同右
(7) 八雲村德川家開墾地沿革
(8) 大島、前掲年表
(9) 同右
(10) 八雲村德川家農場沿革略

(11) 同右
(12) 同右
(13) 同右
(14) 同右
(15) 同右

第六節　移住人の農業

最初の二年間は專ら開墾試驗を行つて、その結果確實な移植方法を立案する豫定であつたが、[1] 根本方針はすでに條令に決定されていた。すなわち、初め一、二年は專ら畑作を主として桑苗の栽植、雜穀麻苧の試作を行い、一、二年の後土地の高低、水理の便否を圖り一町歩以内の水田を開いて田畑の耕作に從事し、また桑苗の繁茂に從つて養蠶を開始することによつて農業經營の基礎を固め、[2] 次いで協同の力によつて牧畜・製糸・組織・釀造・製紙・製糖等の諸業をおこして、農業經營の發展を圖らんとした。[3]

明治十一年七月に先發隊九名が入植し、人夫を雇つて野草の刈取を行つた後、七重試驗場より派遣された技術員が牛四頭掛プラウで約四町歩の土地を耕起し、その中三反歩に蘿蔔・蕪菁等移住人の副食物に供する蔬菜を播種したが、[4] 季節におくれたためいずれも充分な收穫をあげることは出來なかつた。また十月及び十一月に移住人一同が到着するや直ちに、殘餘の土地に各戸各々數畝歩づつ大麥・小麥・油菜等を播種したが、翌年雪融の際に至つて悉く腐敗して一粒の收穫もあげることが出來なかつた。[5] かくして移住當年における試作は失敗に歸したが、翌年春先に七重試驗場に派遣された井上文治・岡野賴隆がプラウの使用法を修業して歸村するに至り、ここに本格的農業が開始されるに至つた。[6] すなわち明治十二年に始めて麻・大小豆・粟・黍・蓋・煙草・玉蜀黍・蕎麥及び和洋各種の蔬菜を播種した所

いずれも地味に適し品位・收穫も充分であり、また七重試驗場から移植した果樹もすべて成育が可良であつた。但し大麥は成育不良で收穫も少なく、愛知から回送した陸稻も五月二十日前後に播種したが、期節がおくれた故か出穗しなかつた。[6] その後年々作物の種類及び作付反別が增加するにつれ收穫高も上昇したが、しかし明治十七年に至るもなお移住人各戸が生計を自立するにたるだけの生産力の發展には程遠いものがあつた。因みに明治十二年以後における畑作物の作付反別及び收穫高をみると次の通りであつて、大麥・小麥・大豆・小豆・粟・稗・蕎麥・麻・蘿蔔・馬鈴薯等自給作物の作付に重點がおかれていたことが知られる。

	明治十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
作付反別						
大麥	二三九・六反	九八三・五	六八〇・六〇四	八六九・五一九	一一六五・一一〇	一四一八・八〇六
小麥	二・五石	六・五九	二三・三一八	六三・八九五	五五・七五五	四〇・九七
大豆	一八・〇	五・七六	二三・四八	五・九六五	一二・七九二	六・七五
小豆	一八・九	五九・七〇五	五五・二九八	一〇九・五四八	六四・二一二	四九・三
粟	五・〇	四九・一二	六九・三〇二	一九九・三二	二七〇・五七四	九三・八四
稗		一三・四七	一四・五〇六	二七・三六	二一・七八	三〇・〇一三
蕎麥	二五・五六貫		一五・七	五八・三八	七九・九五	一〇二・〇七
麻	一三二・〇本	三一・六六	五三・八五四	四七・九一五	四一・九九	二四・二二
蘿蔔	二・六〇〇	一二八・〇	一六六・五一	一一三・二五〇	四三・五〇〇	一二・一〇〇
惡實		四三・一〇〇種子(〇・八)	八二・九九五	三〇・九二〇	二三・五〇〇	二四・五五〇貫
佛手薯			一七・〇〇〇本	二六・九五五	六三・八三〇	一・一八九
收穫高					三・八七〇個	
馬鈴薯	三九・六	三九・六一	二〇・四五	一二・三	八三・一二	三四・一五
扁豆		〇・五二一	〇・六五五	三・八	二・一六九	〇・七七

甘藍			二、二七〇個	三、二七〇貫
胡羅蔔			二〇、〇八五本	一五〇
雜菜			五九・〇九反	
黍	〇・六二	〇・八五	〇・一	
藍	一〇・〇貫			
玉蜀黍	〇・六五			
豌豆	〇・一三			〇・三七
紅豆	〇・一三			
畑米		〇・三		〇・四五
菜種		〇・五六八	五・〇	一・四五
エゴマ		〇・一三		
葱			五〇一〇株	

明治十四年に官費によつて用水路の開鑿が行われ、はじめて水田五町一反二畝一〇歩が開かれた。しかし試作の結果は「土壌未ダ熟セズ耕耘未ダ精カラズ之ニ加フルニ風雨ノ害ヲ以テシ充分ノ登熟ヲ得ズ」僅か八斗の收穫を得たにすぎなかつた。翌十五年には更に水田二町二反が開かれ、水田面積は合計七町三反二畝一〇歩に達したが、試作の結果は前年同様「土壌熟セズ植付ニ際シ蝗虫驅除ノ爲地拵周到ナルヲ得ザルガ故カ苗ノ枯死スル者多ク生暢疾カラズ九月中暴風モ幾分カ害ヲ與ヘ收穫」は六石九斗二升の少量にすぎなかつた。兩年の失敗にかんがみ十六年以後は開田が行われなくなつたが、試作は依然として續けられた。十六年には「墾田日淺ク土壌未ダ熟セザルニ植付後旱魃ニ罹リ、灌水ノ乏シキ除草モ亦時ニ適セザル故カ秋實ニ至リ大半白穗ニ變ジタレドモ、灌水便ヲ得耕耘時ニ適シタル分ハ少量ナガラ收穫アリ、其籾稃ヲ脫シ精ゲ試シニ内地下等米ノ品位ナルヲ得タリ」という成績で、九石五斗六升の收穫を得

たが、十七年には「發芽ノ頃洪水ノ爲苗代田泥水ヲ被リ悉ク腐敗」したため、收穫は皆無であつた。[8] かように水稻作の失敗は田畑を中心とする當初の計畫に打擊をあたえ、移住人の生計自立のための大なる障碍となつた。

養蠶は山桑に惠まれたためすでに明治十二年に原紙二枚半の掃立が行われたが、これまで飼育したものがなく各自勝手な取扱をしたため、收繭量は一石八斗九升にすぎなかつた。[9] 翌十三年には前年養蠶官費作業生として派遣された土岐鏡及び同愚が大野養蠶所において修業した方法に從つて飼育したところ、[10] 收繭量・品質ともに前年よりも良好な結果をおさめたが、その中四、五名協同して原紙五枚半を飼立てた分は四眠後に至つて惜しくもその七、八割が腐敗するに至つた。桑苗は明治十四年までに一六、三〇六本が植付けられ、その生長とともにに收繭量も漸增したが、明治十七年に至るも原紙三枚半、收繭量三石三斗二升五合にすぎず、いまだ大なる發展をみるに至らなかつた。[11] 因みに明治十二年乃至十七年における桑苗本數・掃立枚數、及び收繭量をみてみると次の通りである。

	明治十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
桑苗本數（本）	三、三〇〇	四、三三〇	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六	一六、三〇六
掃立牧數（枚）	二・五	一三・五	四・五	〇・三三	三・五	三・五
收繭量（石）	一・八九	六・二六	一・六六四	〇・一一	二・五	三・三二五

田畑養蠶による收入の不足を補うための農閑副業として、老幼婦女子によつて製網及び製麻の業が行われた。[12] これは當時の北海道の產業の中心が漁業であつて、漁網及び網糸に對する需要が大であつたためである。製網は明治十一年十二月に函館支廳勸業課より製網教師一名を招き、假製網所を設けてその方法を傳習し、翌年鯡網一三反を製したのが始りである。[13] 明治十五年には鯡網の製造高二、〇五六間一斗と最高に達したが、爾來急速に減少し十八年以後は全く行われなくなつた。[14] また製麻は明治十二年八月に製麻教師一名を招いて製造方法を傳習し、[15] 翌年網糸二八貫四〇

六匁を製したのが始まりで、明治十四年麻製造所の設置により[16]製造高は急増し、十五年には三三三貫一七三匁に達したが、爾來減少して十八年以後廢止されるに至つたのは製網同様である。[17](これらに代つて味噌・醬油・藍玉・澱粉等の農産製造が十八年以來勃興するに至つた。)製網・製麻の製造高の變遷は次の通りである。

	明治十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
網	一三・〇反	五五・一三三	二三・一八二	二〇五六・一間	一九八九・七	八一・七
網糸	——	二八・四〇六貫	六一・二一〇	三三三・一七三	二一一・二四〇	五六・六〇〇

一般移住人が田畑養蠶を中心とする在來農法によつて開拓を推進せんとしたに反し、獨身移民及び移住人子弟の一部の者は開墾費より援助を受けて歐米式の大農法による開拓を試みた。鷲ノ巣耕舍及び野田追耕舍がこれである。鷲ノ巣耕舍は明治十五年に委員吉田知行の弟に當る小寺毅を中心とする獨身青年凡そ一〇名が、ユーラップ川の對岸鷲ノ巣に肥沃の地を卜して歐米式の主穀農業を經營する目的で設立したものであつて、七重試驗場から牛馬の飼育法、西洋農具の使用法、馬具その他の製作修繕法を學んで歸つて來た今村文治・岡野頼隆等の人々もこれに加わつた。エルムの林の中に大小屋と稱する大農舍を作り、サルキプラウ・リーパー・シラスシン・カルチベーター等の洋式農具を備え、最新の知識をかたむけて開墾に着手した。[18]しかし理想は充分に實現されず、數年を以て廢止された。その直接の原因は中心人物である岡野頼隆・海部市松が冬季伐木の際木の大枝に打たれて不慮の死を遂げ、さらにその後大小屋が火事のために燒失したこと等にあつたが、[19]より根本的には技術的にもまた經濟的にもいまだかかる經營を實現するだけの發達段階に達していなかつたことによるものである。次に野田追耕舍は明治十七年に飯沼守彦・川口良武・西村梅六等移住人の子弟數名が團結し、野田追において鷲ノ巣耕舍と同様洋式農具を用いて歐米式の主畜農業を經營する目的で設立したものであつて、數百町歩の牧場を經營して百數十頭の牛及び豚を飼育し、ハム・ベーコン等

の製造なども行つてその後二〇餘年間繼續したが、終には何らのみるものもなくして廢止となつた。[20] かように歐米式の大農經營はいずれもその時期熟さずして失敗に終つたのである。

牧畜は前述の如く明治十四年及び十七年に七重勸業試驗場より種馬の貸下を受けて馬匹の改良に努めたが、移住人は牧馬に對する關心が薄く、種馬に配すべき牝馬を飼育する者も頗る少なかつた。そこで德川家の勸奬によつて明治十七年に舊臣田中不二麿・春田景義の兩名が發起して鷲ノ巢牧馬會社を設立して牝馬の輸入を圖り馬匹の改良蕃殖を圖つたが、[21] 經濟界の不況により大なる發展をみるに至らなかつた。因みに牧馬頭數は十六年まで漸增したが、十七年には一般の不況に伴なう價格の下落により激減した。[22] 次に牛も明治十四年及び十六年に七重試驗場より種牛の貸下をうけてその改良に努めた。また明治十三年には牧牛會社が設立され、同十四年には牧場が野田追に開設された。[23] しかし牛肉及び牛乳に對する需要市場が開けてなかつたため大なる發展をみるに至らなかつた。明治十六年までは頭數は漸增したが(馬に及ばず)、十七年には氣候不順、飼料の粗惡のため斃死するもの多く相當數の減少をみた。[24] なお鷄も明治十六年までは漸增して七二九羽に達したが、十七年には四一二羽に激減した。[25] これも價格關係によるものと考えられる。家畜數の變遷をみると次の通りである。

	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
牛	—	一〇	一〇	二七	五二	六四	五三
馬	一一	一七	四七	六七	一一一	一二八	七九
鷄	—	二六	一四二	二九二	六〇〇	七二九	四一二

なお事務所の直營事業として製藍・澱粉製造等の農產製造及び鮭鱒の養殖が試驗的に行われた。製藍は明治十七年に愛知縣練島の人八木周市を教師として招聘し、その指導の下に製造が開始された。[26] また澱粉製造は當初移住人の中

に山葵擦を以て馬鈴薯から澱粉を製していたものがあつたが、[27] 明治十五年に移住人の一人である辻村勘治が東京三田村製作所から機械一式を購入して水車による澱粉製造を行うに至つて始めて本格化した。[28] しかるにその後辻村は資金不足等の故障のため終に中絶するのやむなきに至つたため、明治十七年に事務所の直營として經營することに改めて角田弘業がこれを擔當し、新に器具器械を購入し水車小屋を造るなどやや大規模の設計を立てて製造に着手した。しかし當時澱粉の販路は甚だせまく、製造方法も幼稚であつたため、生産量も乏しく製藍とともにいまだ試驗の域を脱しなかつた。[29] 最後に鮭鱒の養殖は明治十三年九月に開拓使函館支廳勸業課より、越後國三面川鮭魚天然種育場の方法に倣い八雲村遊樂部川において鮭魚孵化事業を、該年より向う五箇年間を一期として試驗を委囑せられたるに始まるが、爾來一切の經費を開墾費中より支出し、移住人をして保護看守の任にあたらしめ、大いにその發展に努めた。[30] 因みに明治十三年以來十七年までに至る鮭魚累年捕獲高は次の通りである。

捕獲高	明治十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年
	二、七三八	二、八九一	六、三七四	八、五一二	三、三一〇

以上の如くこの時代の農業は、田・畑・養蠶等固有の農業の外に、牧畜・製網・製糸・製藍・澱粉製造・鮭鱒の養殖等種々の事業が多角的に試みられたが、移住人の生計自立のための農業經營の基礎はいまだ確立せられず、また經營の發展をもたらすべき事業にもいまだみるべきものはなかつたのである。外見上の安定は德川家の保護によつて辛うじて支えられていたものにすぎず、失費の增大とともに内部の矛盾は加速度的に强化され、明治十四年には攻玉會及び青年黨を設けて移住人の志氣振興に努めたが、[31] この趨勢を挽回するに足らず、遂に明治十八年三月における農場制度の改革、直接保護の廢止を見るに至つた。

(1) 條令、第三款
(2) 同右、第二七款
(3) 同右、第三〇款
(4) 農村更生協會、北海道調査報告　三三頁
(5) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(6) 農村更生協會、前掲書　三三頁
(7) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(8) 同右
(9) 同右
(10) 大島日出生稿、八雲郷土史年表
(11) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(12) 遊樂部開墾狀況一覽表（北海道開拓雜誌一二號）
(13) 八雲村德川家開墾地沿革
(14) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(15) 八雲村德川家開墾地沿革
(16) 同右
(17) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(18) 都築省吾「村の創業」　九四頁
(19) 同右　九五頁
(20) 農村更生協會、前掲書　三四～三五頁
(21) 八雲村德川家開墾地沿革
(22) 明治十一年以降統計表（德川開墾場）
(23) 大島、前掲年表

(24) 明治十一年以降統計表（徳川開墾場）
(25) 同右
(26) 八雲村徳川家開墾地沿革
(27) 農村更生協會、前掲書　三五頁
(28) 同右
(29) 八雲村徳川家農場沿革略
(30) 八雲村徳川家開墾地沿革
(31) 大島、前掲年表

（以下次號）

後記

本稿を草するに當り種々御教示を賜り、且つ蒐集資料の一切を貸與せられた高倉新一郎教授及び徳川林政史研究所々藏の史料の借覽を許され執筆を鞭撻された徳川義親氏、並びに數次に亘る訪問に際して懇篤なる御援助を蒙つた八雲産業株式會社（舊徳川農場）の職員諸氏に對して深甚なる感謝の意を表したい。なお本稿は文部省科學研究費による研究「北海道に於ける大農場の發生と消滅過程の研究」の一部を構成するものである。